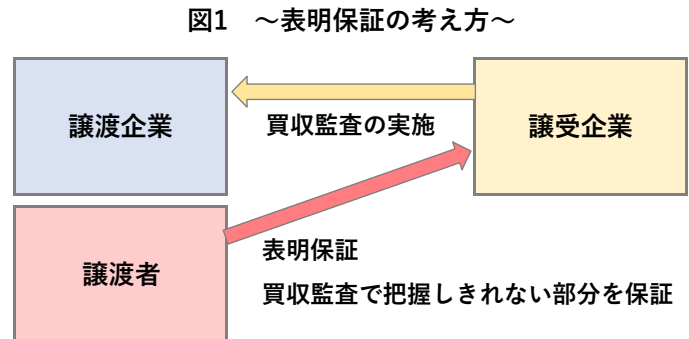


M&Aにおける表明保証保険ご存じですか？ ～安全・安心な M&A のために～

国は、安全・安心な M&A の推進に向け、リスクをできる限り回避できるよう、民間と役割を分担し、環境整備を進めています。その取組の一つとして表明保証保険が挙げられています。今回は、M&A における表明保証保険についてお話させていただきます。

1. 表明保証について

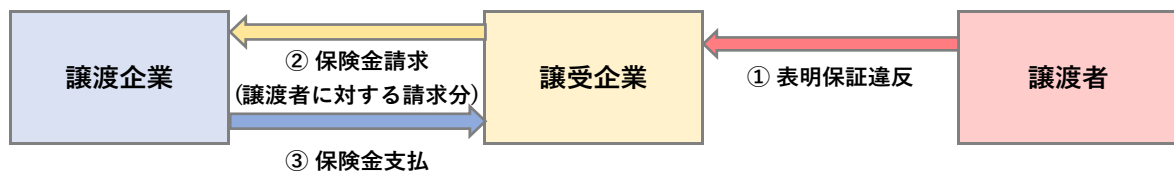
最初に表明保証についてご説明いたします(図1)。M&A の過程で買収監査から最終契約締結までに「表明保証」という言葉が頻繁に出てきます。表明保証とは、譲渡者が譲受者に対し、最終契約の締結日や譲渡日において、譲渡企業に関する財務や法務、労務等に関する一定の事項が真実かつ正確であることを表明し、その内容を保証するものです。M&A の取引上、表明保証条項は重要な条項です。



2. 表明保証に対して利用される保険

表明保証保険とは、上記の表明保証条項に明記された内容が事実と明らかに異なっていた場合に損害賠償請求の可能性があります。その損害賠償をカバーする保険です(図2)。メリットは、譲受者が実施する買収監査や譲渡者の表明保証だけでは払拭できないリスクを回避することができます。買収監査を実施しても時間が限られているため譲渡企業の全てのリスクを明らかにすることは難しく、心理的な面においてもメリットがあります。譲渡者が譲渡企業に残り、継続的に勤務するケースで表明保証違反が起こった場合、譲渡者に直接請求することを避けられます。そのため、良好な関係を維持することができます。また、譲受者が保険に加入していれば、譲渡者は、相続が起こった場合に親族へ損害賠償請求されないという点も挙げられます。

図2 ～表明保証保険イメージ～



3. M&A 後に表明保証保険が利用されるケース

- ① 簿外債務がないと表明保証したが、簿外のリース債務や借入金が発覚した。
- ② 在庫高の不一致（期限切れ在庫の資産計上）が発覚した。
- ③ 税務調査で過去の損金計上が否認された。（役員報酬、交際費など）
- ④ 労務問題の発生。（未払残業代の請求や名ばかり管理職からの訴えなど）

※ 特に労務問題は、譲渡後に発覚するケースが多く、対策が重要になってきます。

上記の事象が起こり、表明保証保険に加入していた場合には、譲渡者ではなく保険会社に請求することになります。

保険料は、譲渡企業の事業内容、補償限度額、免責金額、保険期間等が考慮され決定されます。おおよそ補償限度額の 1%～3%で設定されているようです。仮に補償限度額が 1 億円の場合、保険料の目安は 100 万～300 万円となります。また、小規模な M&A でも利用しやすいように、最低保険料が 30 万円で補償限度額を 1,000 万円から設定できる商品を提供している保険会社もあります。加入した場合は、国から支援策も受けることができます。支払った保険料は、事業承継・引継ぎ補助金の補助対象経費となり、保険料の 2/3（上限 600 万円以内）が補助されます。

今後、事業の譲受を検討されており、M&A における表明保証保険の詳細な情報をお知りになりたい方は、お気軽に長野県 M&A センターまでご相談ください。